

# 昭和四十年法律第二百四十一号

## 母子保健法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条の四）
- 第二章 母子保健の向上に関する措置（第九条—第二十一条の四）
- 第三章 こども家庭センターの母子保健事業（第二十二条）
- 第四章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第二十二条の二—第二十二条の十三）
- 第五章 国民健康保険団体連合会の業務（第二十二条の十四—第二十二条の十九）
- 第六章 雜則（第二十三条—第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条—第三十一条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（母性の尊重）

母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

（乳幼児の健康の保持増進）

乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

（母性及び保護者の努力）

母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 國及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるよう

### （用語の定義）

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。）及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項に

つき、調査審議するほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

### （都道府県の援助等）

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に關し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的・事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

### （実施の委託）

（支払基金及び連合会への事務の委託）

第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

### （第八条の三）

第八条の三 市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に關する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

2 市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に關する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に關する事務の全部又は一部を連合会に委託するものとする。

3 市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

### （連携及び調和の確保）

第八条の四 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に關する事業の実施に當たつては、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に關する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

### 第二章 母子保健の向上に關する措置

#### （知識の普及）

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

#### （相談及び支援）

第九条の二 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に關する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に關する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

#### （保健指導）

第十条 市町村は、妊娠婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に關し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

#### （新生児の訪問指導）

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行わるべきときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

**第十二条** 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならぬ。

一 満一歳六ヶ月を超えて満二歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

3 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による妊娠に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

5 市町村は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

6 市町村は、妊娠の届出をするものとする。

7 市町村は、妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようしなければならない。

8 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

9 市町村は、妊娠婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

10 市町村は、妊娠婦は、医師又は歯科医師の診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

11 市町村は、母子健康手帳の様式は、内閣府令で定める。

12 市町村は、内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(妊娠の届出)

**第十五条** 妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようしなければならない。

**第十六条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第十七条** 妊娠婦は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第十八条** 妊娠婦は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第十九条** 妊娠婦は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十一条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十二条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十三条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十四条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十五条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十六条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十七条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十八条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第二十九条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第三十条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第三十一条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第三十二条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第三十三条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

**第三十四条** 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として内閣府令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行い観点から、児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭セントー（次章において単に「こども家庭セントー」という。）との他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊娠婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(低体重児の届出)

**第十九条** 体重が一千五百グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

(未熟児の訪問指導)

**第二十条** 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する)

(健康診査等に関する情報の提供の求め)

**第十九条の二** 市町村は、妊娠婦若しくは乳児若しくは幼児又は当該妊娠婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対して、健康診査等（第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十一条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。）又は第二十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、当該妊娠婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等に関する情報の提供を求めることができる。

**第二十一条** 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(養育医療)

**第二十二条** 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

**第二十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十四条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十五条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十六条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十七条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十八条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十九条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十一条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十二条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十四条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十五条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十六条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十七条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十八条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十九条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十一条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十二条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

2 市町村は、産後ケア事業を行つては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として内閣府令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行い観点から、児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭セントー（次章において単に「こども家庭セントー」という。）との他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊娠婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(低体重児の届出)

**第十九条** 体重が一千五百グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

(未熟児の訪問指導)

**第二十条** 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する)

(健康診査等に関する情報の提供の求め)

**第十九条の二** 市町村は、妊娠婦若しくは乳児若しくは幼児又は当該妊娠婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対して、健康診査等（第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十一条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。）又は第二十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、当該妊娠婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等に関する情報の提供を求めることができる。

**第二十一条** 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(養育医療)

**第二十二条** 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

**第二十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十四条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十五条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十六条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十七条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十八条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第二十九条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十一条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十二条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十四条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十五条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十六条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十七条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十八条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第三十九条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十一条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十二条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

**第四十三条** 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十二条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「児童慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

#### （医療施設の整備）

第二十条の二 国及び地方公共団体は、妊娠婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

#### （調査研究の推進）

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

#### （費用の支弁）

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康診査に要する費用及び第二十条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

#### （都道府県の負担）

第二十二条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

#### （国の負担）

第二十三条 国は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その二分の一を負担するものとする。

#### （費用の徴収）

第二十四条 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二十五条 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

第二十六条 第二十二条の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

### 第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第二十七条 こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。  
二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。  
三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。  
四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。  
五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

#### （支払基金の業務）

第二十二条の二 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「支払基金受託業務」という。）を行なうことができる。

- 一 第八条の三第一項の規定による委託を受けて行う同項に規定する事務（以下この章において「情報収集等事務」という。）に関する業務を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### （業務の委託）

第二十二条の三 支払基金は、内閣総理大臣の認可を受けて行う支払基金受託業務のほか、第一業務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

#### （業務方法書）

第二十二条の四 支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に關し、当該支払基金受託業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

#### （区分経理）

第二十二条の五 支払基金は、支払基金受託業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならぬ。（予算等の認可）

第二十二条の六 支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （財務諸表等）

第二十二条の七 支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、内閣府令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

#### （余裕金の運用）

第二十二条の八 支払基金は、次に掲げる方法によるほか、支払基金受託業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣が指定する金融機関への預金  
二 銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に關する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(報告の徴収及び立入検査)

- 第二十二条の九** 内閣総理大臣は、支払基金又は第二十二条の三の規定による委託を受けた者（以下この項、第二十九条及び第三十条において「支払基金業務受託者」という。）に対し、支払基金受託業務（支払基金業務受託者にあつては、当該委託を受けた支払基金受託業務に限る。以下この項、第二十九条及び第三十条において同じ。）の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支払基金受託業務に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、支払基金若しくは支払基金業務受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、支払基金受託業務に關し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に質問若しくは検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、支払基金の理事長、理事又は監事につき支払基金受託業務に關し社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項又は第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(業務の委託)

- 第二十二条の十五** 連合会は、前条の規定により行う連合会受託業務の全部又は一部を支払基金その他内閣府令で定める者に委託することができる。
- (区分経理)

**第二十二条の十六** 連合会は、連合会受託業務に關する経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第二十二条の十七** 内閣総理大臣は、連合会又は第二十二条の十五の規定による委託を受けた者（以下この項、第二十九条及び第三十条において「連合会業務受託者」という。）に対し、連合会受託業務（連合会業務受託者にあつては、当該委託を受けた連合会受託業務に限る。以下この項、第二十九条及び第三十条において同じ。）の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、連合会受託業務に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、連合会若しくは連合会業務受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、連合会受託業務に關し質問若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十二条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に質問若しくは検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。
- (協議)

**第二十二条の十八** 内閣総理大臣は、第二十二条の十五及び次条の内閣府令を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

**第二十二条の十九** この章に定めるもののほか、連合会受託業務に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

- 第六章 雜則**
- (非課税)
- 第二十四条** 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することは、差し押えることができない。
- (差押えの禁止)
- 第二十五条 削除**
- (大都市等の特例)

- 第二十六条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。
- (緊急時における内閣総理大臣の事務執行)
- 第二十七条** 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると内閣総理大臣が認める場合には内閣総理大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、内閣総理大臣に関する規定として内閣総理大臣に適用があるものとする。

- 第五章 国民健康保険団体連合会の業務**
- （連合会の業務）**
- 第二十二条の十四** 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「連合会受託業務」という。）を行うことができる。
- 一 第八条の三第一項及び第二項の規定による委託を受けて行うこれらの規定に規定する事務に關する業務を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

### 附 則（昭和六十一年二月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

**五 第十四条の規定** 第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、**第六条の規定** 第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、**第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定**並びに附則第七条第二項及び第十一條から第十三条までの規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（その他の处分、申請等に係る経過措置）

**第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について除外する。）の施行前に改正前八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。**

### 附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

**3 1 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国**

**号に定める日から施行する。**ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定 平成四年四月一日

（その他の处分、申請等に係る経過措置）

**第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について除外する。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の**

ぞの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

### 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

### 附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

**1 第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

**1 第十六条** この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

### 附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成六年十月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則（平成六年七月一日法律第八四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十一条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

### 附 則（平成三年五月二一日法律第七九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、なお従前の例による。

一 略

二 第五条の規定 平成四年四月一日

（その他の处分、申請等に係る経過措置）

**第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について除外する。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の**

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

### 第三条

第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び第十二条の規定により行われた保健指導及び健康診査に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

### 第十三条

この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

### 第三条

第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び第十二条の規定により行われた保健指





(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

**第三条** 第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び更事法（昭和三十五年法律第四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二条（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定平成二十五年四月一日

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十九条** 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（平成二四年八月二日法律第六七号）抄

**第一条** この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定（施行期日）

**附 則** （平成二六年六月四日法律第五一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号の規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項について

その手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

（平成二九年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** （令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** （令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** （令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** （令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** （令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

